■共済情報

商工貯蓄共済

安くて安心！商工会員だけのお得な共済

月額 １口　２，０００円

商工貯蓄共済制度は山口県商工会連合会が国の承認を得て実施しているもので、ひとつの掛金で「貯蓄」「融資」「保障」＋「医療保障（貯蓄共済に加入されている方のみ加入できます。別掛金）」の４つの備えが出来る中小企業者のための共済制度で、会員の皆様の福利厚生の充実、健全経営のための有効な資金活用を目的として各市町村の商工会が運営しています。

【メリット】

１．確実な自己資金ができ健全経営に役立ちます。
２．容易で有利な借り入れができ事業促進に役立ちます。
３．大きく有利な保証が得られ生活の安定に役立ちます。
４．人材の確保と従業員の福祉に役立ちます。
５．商工会の組織強化と会員企業の福利厚生の向上に役立ちます。

■協会けんぽ情報

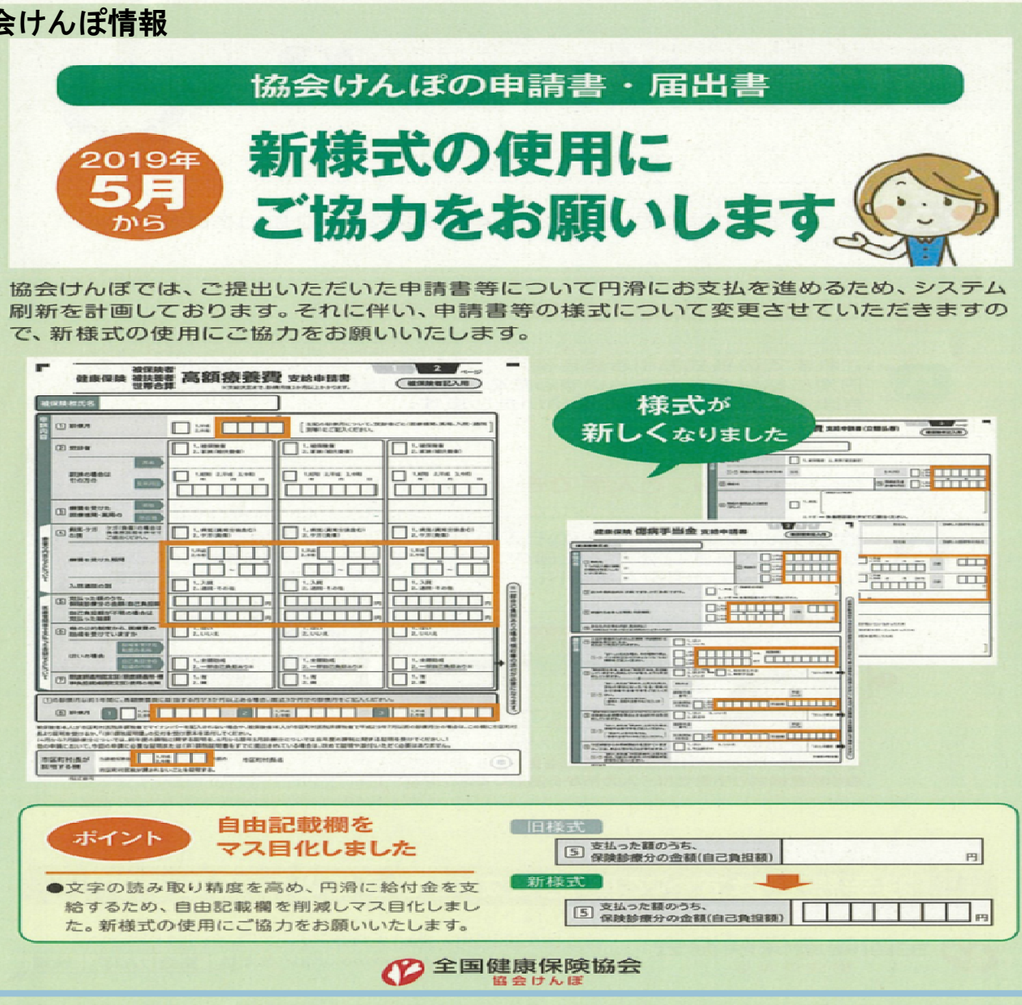

下関市商工会は
あらゆるニーズに対応します

豊浦町支所　083-772-0625
豊北町支所　083-782-0147
豊田町支所　083-766-1119
菊川町支所　083-287-0204

会報

第 30 号
発行日
令和1年 6月17日

下関市商工会　TEL 083-772-0625
〒759-6311 下関市豊浦町大字吉永1861-1

5月22日通常総代会が開催されました。上程された議案（別添総代会資料）は、全て原案のとおり承認可決されました。

経営・技術強化支援事業 ご案内
エキスパートバンク事業

あなたの事業所へ経営の専門家（エキスパート）を派遣します。

経営・技術強化支援事業（通称エキスパートバンク事業）は、商工会員の経営に関するあらゆる問題に対して、専門知識や技能等の経験者である専門家（エキスパート）を会員の要請に応じて直接事業所に派遣し、具体的・実践的な指導助言により問題解決を図る制度です。本事業は国の小規模事業者に対する支援制度であり、多くの商工会員に活用されています。

エキスパートバンク事業の特色

1. 安心して利用いただける県の支援制度です。
2. アナタの身近な技術アドバイザーとしてお気軽に利用できます。
3. 多種にわたる幅広いエキスパートがラインナップしています。
4. 商工会員ならどなたでもご利用いただけます。
5. 当エキスパートバンクの登録者は厳選された経験豊富な専門家です。
6. 利用企業の秘密は厳守いたします。
7. 利用当たり１万円と旅費の1/3の負担。

☆例えばこんな時にご利用ください

法務	税務	工業所有権を取りたい。商取り引きをめぐるトラブルを解決したい。節税の方法や正しい税の納め方を知りたい。法人化を考えているが・
経営	財務	経営分析、経営戦略、経営計画、経営方針や経営に関するアドバイスが欲しい。
労務	教育	就業規則・服務規程・退職金規程等作成したい・・・ 従業員教育により職場改善を図りたい。ビジネスマナー接客電話対応
パソコン	I T	パソコンやインターネットを活用したい。コンピュータ導入やソフトを見直し、事務を合理化したい。ネットワーク関係を充実させたい
販売促進	事業展開	新商品開発や販売促進をしたい・・・ 商品戦略の考え方、企画・提案、市場とのマッチングの指導を受けたい。
店舗	設備	店舗をリニューアルしたい。 魅力ある売場レイアウト陳列の仕方は？
商品	サービス	新商品開発・新サービスを開発したい・・・
デザイン	公告	チラシ・DM・POP広告・商品デザインの実務指導を受けたい。
生産	技術	生産技術の向上、生産性を高めたい。ISO認証取得したい・・・
その他		その他経営に関する、こんなことしたい・・・

エキスパートバンクのしくみ

目　次

■総代会の報告 ■経営･技術強化支援事業 エキスパートバンク	1
■金融制度のご案内 マル経融資 ■ネットde記帳について	2
■働き方改革について ■労働保険のお知らせ 年度更新の手続き	3
■共済情報 商工貯蓄共済 ■協会けんぽ情報	4

お知らせ

- 今後も会報で実施事業の周知、および各種改正等のお知らせをします。
- 年間に2回の発行を予定しています。

■金融情報　各支所にご相談下さい

小規模事業者経営改善資金融資制度　（マル経融資制度）

商工会へ申し込み ➡ 商工会が推薦 ➡ 日本政策金融公庫が審査 / 融資

運転資金：仕入資金、買掛金･手形決済、諸経費支払
設備資金：店舗･工場改装、営業車両購入、機械･設備･備品購入

経営改善を図ろうとする小規模事業者の方々をバックアップするため、下関市商工会の推薦により無担保・無保証人・低金利で融資を受けられる国(日本政策金融公庫)の公的融資制度です。

資金使途	運転資金	設備資金
融資限度額	2，000万円以内	
返済期間（うち据置期間）	7年以内（1年以内）	10年以内（2年以内）
融資利率	1.21％（令和元年6月3日現在）	
担保・保証人	不要（信用保証協会の保証も不要）	

融資対象
以下の条件をすべて満たす方

①常時使用する従業員が２０人以下（商業・サービス業は５人以下）の法人・個人事業主の方
②商工会の経営指導員による経営指導を原則６カ月以上受けて事業改善に取り組んでいること
③最近１年以上、下関市で事業を行っている方
④商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること
⑤所得税、法人税、事業税等義務納税額を全て完納している方

※提出する書類は商工会にご確認ください。

融資機関　日本政策金融公庫

■ネットde記帳について

様々な業種で利用可能！

ネットde記帳が経理業務を変えます！

ネットde記帳は、インターネットを利用したASP※システムで、
伝票入力や決算、各種申告書作成などが簡単に行える経理システムです。

■働き方改革について

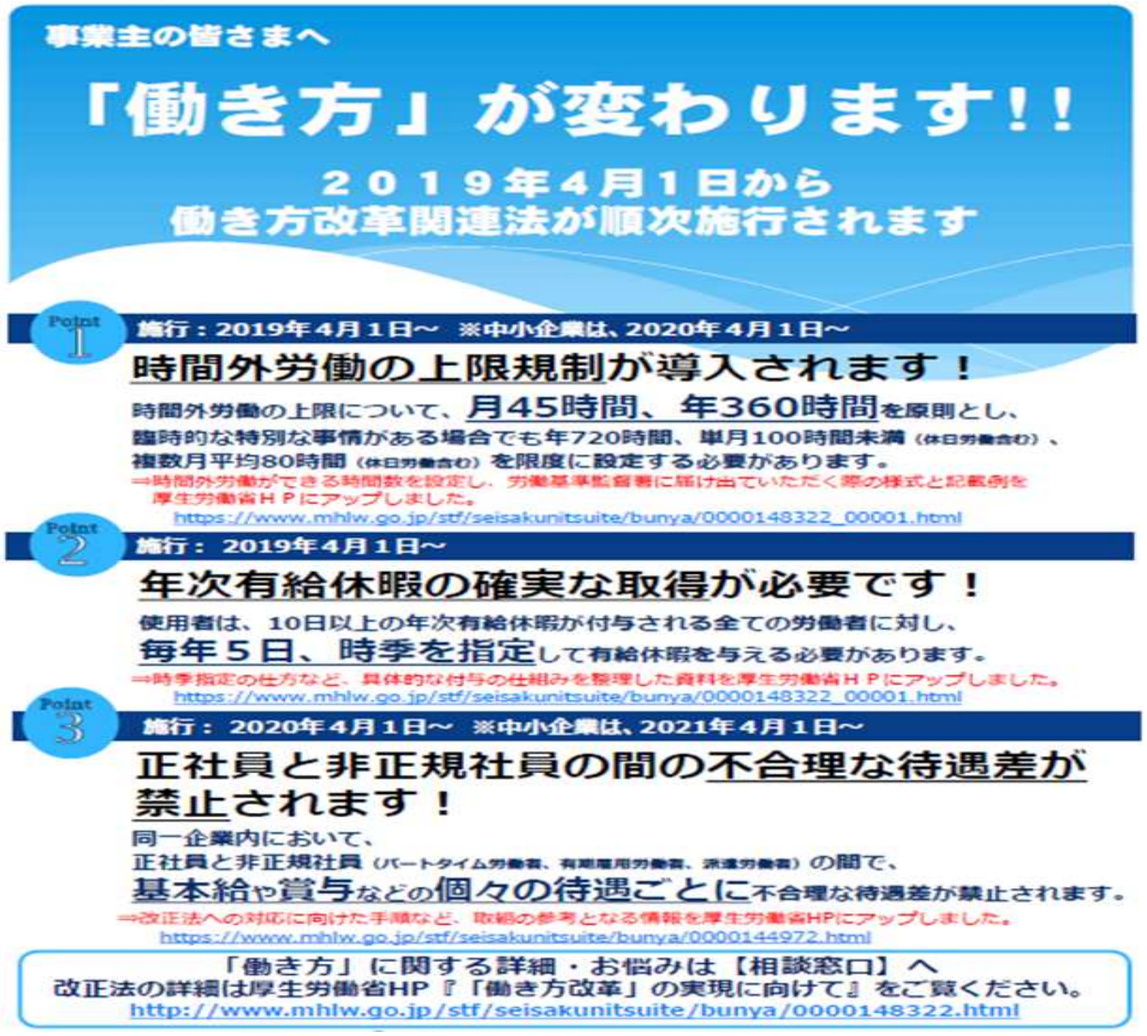

労働保険のお知らせ

年度更新の手続きは６月１日から７月１０日までの間に行っていただくことになります。

労働保険料		3回分割		
		第１期（全期）	第２期	第３期
納期限	個別事業	７月１０日	１０月３１日	翌年１月３１日
	事務組合		１１月１４日	翌年２月１４日

※個別事業の方は、概算保険料の額が４０万円（労災又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみ成立している事業については２０万円）を超える場合に延納（３回分割）ができます。
事務組合へ委託の事業所は、額の多少にかかわらず延納ができます。

令和元年度分労働保険等 申告書受付相談会の開催日程（下関地区）

◆６月１９日　下関市商工会　本所（豊浦町）　◆６月２０日　菊川ふれあい会館
◆６月２９日　海峡メッセ下関　８０５会議室　◆７月　２日　下関市立長府東公民館第１研修室

各会場とも午前１０時より午後３時までの受付です。